

## 士幌町定住スタート応援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、住みよいまちづくりの一環として、町内の民間賃貸住宅に居住する者に対して、家賃の一部を共通商品券で補助することにより町内への定住促進及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、士幌町補助金等交付規則（昭和53年規則第8号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間賃貸住宅 町内の公営住宅及び2親等以内の親族が所有する住宅以外の町内にある一戸建て住宅又は共同住宅で、所有者との賃貸借契約により貸借人が自己の居住の用に供する住宅をいう。
- (2) 家賃 民間賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃貸料の月額（管理費、共益費、駐車場料金その他の居住以外の費用を除く。）をいう。

### (補助金の交付対象者)

第3条 士幌町定住スタート応援補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、町内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する本町の住民基本台帳に記録されており、町内の民間賃貸住宅に入居する者とし、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 18歳以上で自ら家賃を支払い居住している者で公務員ではないもの
- (2) 入居した世帯全員の前年所得の合計額が244万円以下又は給与収入の合計額が360万円以下の者
- (3) 民間賃貸住宅に入居して2年以内の者
- (4) 当該民間賃貸住宅を自己の居住用以外の目的に使用若しくは転貸又は使用権を譲渡していない者
- (5) 市町村税等を滞納していない者
- (6) 当該民間賃貸住宅の所有者が法人の場合にあっては、当該法人の役員又はその2親等以内の親族以外の者
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の構成員ではない者

(8) 過去にこの補助金の交付を受けていない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、支払った月額家賃（滞納分は除く。）の2分の1とし、1年目は月額上限2万円、2年目は月額上限1万円とする。ただし、補助金の額は1,000円単位（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、全額を士幌町商工会（以下「商工会」という。）が発行する共通商品券とする。なお、月の途中で民間賃貸住宅に入居した場合又は賃貸借契約を解除した場合においては、当該月は含めないものとする。

(交付期間)

第5条 補助金の交付期間は、民間賃貸住宅に入居した月から2年間とする。

(補助金の交付申請及び決定)

第6条 交付対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、士幌町定住スタート応援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 当該民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (2) 個人情報の調査及び確認の承諾書兼誓約書（様式第2号）
- (3) 家賃を支払ったことを証明する書類
- (4) 前年度の課税証明書の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 交付対象者は、前項の申請について当該年度内の次の期間内に申請しなければならない。

- (1) 4月分から9月分までの家賃に係る補助金 9月1日から10月31日まで
- (2) 10月分から翌年3月分までの家賃に係る補助金 3月1日から4月30日まで

3 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、交付対象者に対して士幌町定住スタート応援補助金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により通知する。また、町長は、当該通知を行った際には商工会に報告する。

4 町長は、補助金の交付を決定するときは、申請者の居住の実態等について必要な調査をすることができるものとする。

(商品券の交付及び支払手続)

第7条 交付対象者は、前条第3項の交付決定を受けた後、商工会で商品券の交付を受けらるものとする。

2 商工会は、交付対象者から申請があった際は、内容を確認し商品券を交付する。

(補助金の請求)

第8条 商工会は、前条で交付した商品券に相当する金額について土幌町定住スタート応援補助金請求書(様式第4号)により町長に請求する。

2 町は、商工会からの請求に基づき前項の金額を支払う。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。ただし、町長がやむを得ない特別な事由があると認めるときは、返還の額の全部又は一部を免除することができる。

(1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第3条各号に定める要件に該当したとき。

(3) その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年1月1日以降に民間賃貸住宅に入居した者については、令和5年4月分の家賃から適用する。

様式第1号（第6条関係）

士幌町定住スタート応援補助金交付申請書

年 月 日

士幌町長 様

(申請者) 氏 名

電話番号

士幌町定住スタート応援補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

【 4月～9月分 ・ 10月～翌年3月分 】

住所	士幌町字		
物件名	(一戸建ての場合は、一戸建てと記載してください。)		
入居年月日	年	月	日
月額家賃	円	備考	
職業		勤務先	
世帯構成 該当するものに○をつけてください	配偶者 ・ 子ども ( 人 ) ・ その他 ( 人 )		
補助金交付申請額 式：月額家賃×月数×2分の1	金	円	※1年目 月額上限2万円 2年目 月額上限1万円 千円未満切り捨て

添付書類

- ・ 賃貸借契約書の写し
- ・ 前年度の課税証明書の写し
- ・ 個人情報の調査及び確認の承諾書兼誓約書（様式第2号）
- ・ 家賃を支払ったことを証明する書類（通帳の写しなど）

様式第2号（第6条関係）

個人情報の調査及び確認の承諾書兼誓約書

・本補助金を申請に基づく審査にあたり、士幌町が調査のための各種機関に問い合わせることを承諾します。

【調査項目】

- ・住民票による世帯情報の確認
- ・課税証明書による世帯全員分の前年所得及び給与収入の確認
- ・町税、道民税の納付状況の確認

・本補助金の申請に当たり、次のとおり誓約します。

- 1 賃貸借契約した住宅に現在も居住しています。
- 2 暴力団関係者ではありません。
- 3 申請内容について虚偽が判明した場合は、補助金の返還に応じます。

年 月 日

申請者

住 所 士幌町字

氏 名 (自署)

(上記申請者以外で収入がある方が世帯にいる場合はその方も署名をお願いします。)

氏 名 (自署)

氏 名 (自署)

氏 名 (自署)

年 月 日

様

士幌町長

士幌町定住スタート応援補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のありました士幌町定住スタート応援補助金について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 交付する

4月から9月分

・ 10月から翌年3月分

交付番号 No.

交付決定額 金 円

2 交付しない

士幌町定住スタート応援補助金交付要綱の対象者に該当しないので、交付できません。

年 月 日

士幌町長 様

申請者 名 称

代表者

士幌町定住スタート応援補助金請求書

士幌町定住スタート応援補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求いたします。

記

1. 商品券引き渡し報告書【4月から9月分 ・ 10月から翌年3月分】

No.	氏名	住所	枚数

合計枚数	
------	--

2. 請求額

金	円
---	---

(内訳)

No.	金額
合計額	

3. 口座情報

振込先金融機関	
口座番号	
口座名義人	